

社会福祉・医療事業団の 医療貸付事業等について

平成14年12月11日

WAM 社会福祉・医療事業団

企画指導部長 小木津敏也

社会福祉・医療事業団とは

○ 目的

社会福祉・医療事業団は、

- ◆ 社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の融通
- ◆ 社会福祉事業に関する必要な助成
- ◆ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営
- ◆ 心身障害者扶養保険事業の実施
- ◆ 病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通
- ◆ 社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導

を行い、もつて社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。

【社会福祉・医療事業団法 第1条】

○ 組織の概要

設 立	昭和60年1月1日 社会福祉・医療事業団法を根拠法として設立 (社会福祉事業振興会と医療金融公庫が統合)
資 本 金	292,550百万円(全額政府出資) —平成14年3月末見込—
主 務 省	厚生労働省
役 職 員 数	277名(うち役員数10名)—平成13年度末現在—
関連会社等	該当なし

当事業団の沿革

社会福祉事業振興会

(昭和29年設立)

社会福祉事業の振興を図ることを目的として設立

事業内容

- ・ 福祉貸付事業
- ・ 退職手当共済事業
- ・ 心身障害者扶養保険事業

医療金融公庫

(昭和35年設立)

医療の適正な普及向上に資するため、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として設立

事業内容

- ・ 医療貸付事業

年金福祉事業団

(平成13年4月1日解散)

昭和60年1月
統合

事業承継

WAM 社会福祉・医療事業団

【昭和60年設立時】

〔承継した事業〕

- 福祉貸付事業
- 医療貸付事業
- 退職手当共済事業
- 心身障害者扶養保険事業

〔新規に開始した事業〕

- 経営診断・指導事業

【平成元年】

- 長寿社会福祉基金事業開始
- 開業医承継支援事業開始

【平成2年】

- 福祉・保健情報サービス事業開始
- 長寿社会福祉基金勘定を創設

【平成10年】

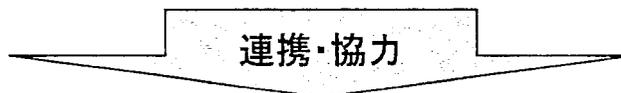
- 長寿社会福祉基金事業を
長寿・子育て・障害者基金事業に改称

【平成13年】

- 年金福祉事業団の解散に伴い、
年金担保貸付事業を承継

○ 当事業団の事業について

厚生労働省
【政策目的】 ◇ 福祉、介護サービスの整備(ゴールドプラン21) ◇ 障害者等の自立支援(障害者プラン) ◇ 子育ての支援(新エンゼルプラン) ◇ 良質かつ効率的な医療サービスの提供 ◇ 年金受給者の生活支援



社会福祉・医療事業団			
福祉貸付事業 社会福祉法人による特別養護老人ホームなどの社会福祉事業施設の整備及び民間事業者によるシルバーサービス事業に対して建築資金等を融資	医療貸付事業 病院、診療所及び介護老人保健施設等の医療関係施設の設置・整備または経営に必要な資金を融資	年金担保貸付事業 厚生年金保険、船員保険又は国民年金の年金の支払を受けている方に、生業、住居、冠婚葬祭、医療などに必要な資金を融資	経営診断・指導事業 民間社会福祉施設や民間医療施設の経営の安定と効率化を図るための経営診断・指導を実施
退職手当共済事業 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設及び申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を実施	心身障害者扶養保険事業 地方公共団体(道府県・指定都市)が実施している心身障害者扶養共済制度により、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を当事業団が保険	福祉・保健情報サービス事業 福祉、保健、医療、介護に関係する民間団体等が利用できる共通のネットワークシステム(WAMNET)を整備し、関係機関との情報の連携、共有化を図りながら、福祉・保健・医療・介護関連の情報をインターネットを利用することで、広く一般に提供	基金事業 長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金、障害者スポーツ支援基金の運用益により、民間の創意工夫を活かした、社会福祉を振興するための事業に対する支援を実施

医療貸付事業

良質な医療・介護サービスの提供を支援します。

病院、診療所及び介護老人保健施設等の医療関係施設の設置・整備または経営に必要な資金を融資しています。

近年、医療施設は、国の施策にも見られるとおり、高齢化に伴う疾病構造の変化や医療の高度化などの医療環境の変化を踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制の整備を、また、ゴールドプラン21に基づき介護老人保健施設その他の介護保険施設等の計画的な整備を図っています。

医療貸付事業では、こうした施策を推進するため国と連携を図り、適切な医療並びに介護サービスの提供体制の整備について即応した融資を行い、健康長寿を支援する事業を展開しています。

【融資を受けられる対象は】

融資の対象となる主な施設や事業には、次のようなものがあります。

- ・ 病院、診療所(一般診療所、歯科診療所)
- ・ 介護老人保健施設、指定訪問看護事業
- ・ 医療従事者養成施設
- ・ 薬局、助産所
- ・ 疾病予防運動施設、温泉療養運動施設など

また、融資を受けられる方は、個人、医療法人や民法法人のほか、社会福祉法人、学校法人などです。



【融資制度のあらまし】

〔資金の種類〕

次のような資金の融資を行っています。

<設置・整備資金>

- 建築資金(新築、増改築、購入、賃借などに必要な資金及び土地取得資金)
- 機械購入資金(医療機械器具、備品などの購入に必要な資金)

<長期運転資金>

- 新設に伴い必要な資金
- 経営の安定化を図るために必要な資金など

〔利率〕

金融情勢によって変わりますが、貸付契約時の利率となります。

なお、適用金利については、10年経過後の金利設定見直し制度もあります。

〔融資額の限度〕

融資対象施設や資金の種類により次の範囲内となりますが、最高限度額がそれぞれ定められています。

- 建築資金: 標準建設費と融資率(融資対象施設により90%、80%、70%の場合があります)から算出した額
／限度額7億2,000万円(病院・介護老人保健施設の場合7億2,000万円)
- 機械購入資金: 所要額と融資率(融資対象施設により90%、80%、70%の場合があります)から算出した額
／限度額7,500万円(介護老人保健施設の場合5,000万円)
- 長期運転資金: 所要額と融資率(融資対象施設により90%、80%、70%の場合があります)から算出した額
／限度額1,500万円(介護老人保健施設の場合1,000万円)
- 長期運転資金のうち経営安定化資金(病院、介護老人保健施設及び診療所に限ります): 所要額／限度額
病院・介護老人保健施設1億円 診療所4,000万円

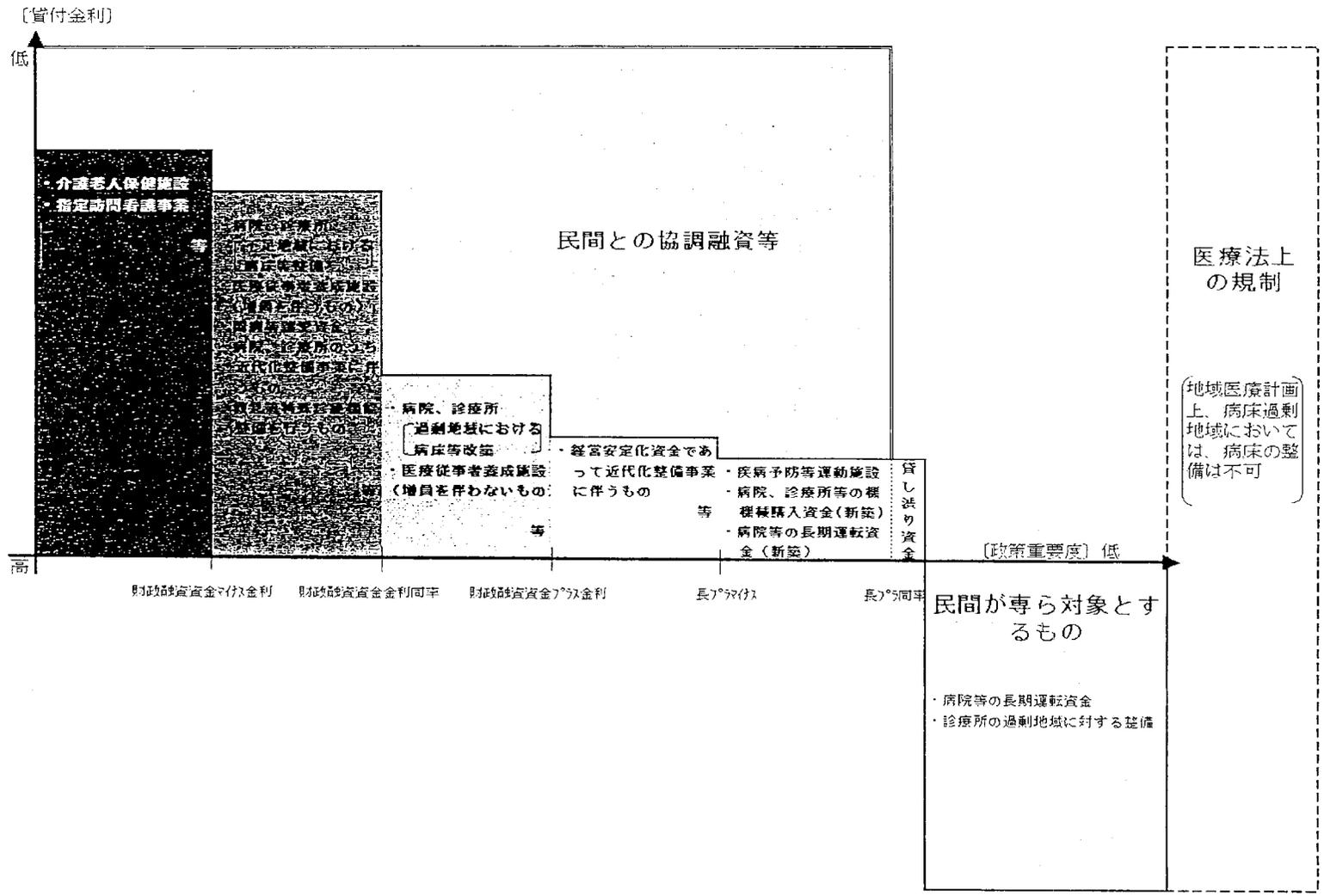
〔融資期間〕

融資の対象や資金の種類等によって異なります(3年以内～25年以内)。

また、それぞれに据置期間が設けられています(6ヶ月以内～3年以内)。



【医療貸付の基本的な金利の考え方】

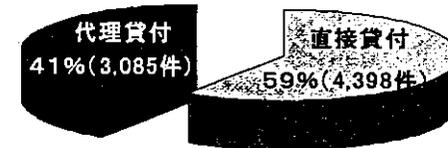


【直接貸付と代理貸付の範囲区分】

医療貸付事業においては、本部と大阪支店での直接貸付に加え、各資金をご利用される方の利便の向上を図るため、代理貸付として、都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合等(403機関19,965店舗<14.7.1現在>)にその業務の一部を委託しております。

融資対象施設			直接貸付	代理貸付			
病院	特定の病院	法人の開設する病院	(1)地域医療支援病院	○			
			(2)医育機関付属の病院(大学病院)				
			(3)臨床研修指定病院				
			(4)医師会が開設する病床数100床以上の開放型病院				
			(5)病床数100床以上の特殊診療機能を有する病院				
			(6)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき指定病院で、精神病床を200床以上有している病院				
			(7)療養型病床群を有する病院				
病院			(8)特殊診療機能を有する病院(新設又は増床事業に対する特例融資)	○			
			(9)法人の開設する医療従事者養成施設を付設する病院				
			(10)医師会が開設する(4)以外の病院・共同利用施設等				
			(11)医療施設近代化施設整備事業を行なう病院				
			(12)次の都府県で開設する病院			種別資金の借入申込金額	3.5億円超
			東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府・京都府・兵庫県・奈良県				3.5億円以下
医療従事者養成施設			(13)上記(1)~(12)以外の病院	○			
			(14)医師会・公益法人が開設する単種の養成施設				
			(15)直接貸付の対象となる病院に付設の養成施設				
			(16)上記(14)(15)以外の養成施設				
指定訪問看護事業			(17)介護老人保健施設	○			
			(18)疾病予防運動施設・温泉療養運動施設				
			(19)国立病院等の資産の購入資金				
その他			(20)医師会・看護協会が実施する訪問看護事業	○			
			(21)上記(20)以外の訪問看護事業				
			(22)既に直接貸付で取り扱った施設を開設する者が開設する施設				
			(23)上記(22)以外のもの	○			

直接貸付・代理貸付件数割合
(平成13年度末)



直接貸付・代理貸付金額割合
(平成13年度末)

